

令和3年厚木市農業委員会8月定例総会議事録

日 時 令和3年8月25日 水曜日 午後1時30分から午後2時30分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 堀 池 春 夫 (議長)

農業委員

1番 欠 員 2番 松 野 勝

3番 欠 員 4番 新 藤 悦 子

5番 小 澤 隆 6番 梅 澤 清 子

7番 難 波 博 文 8番 井 上 謙 治

9番 山 川 宏 司 10番 松 前 進

11番 三 橋 澄 夫 12番 早 川 暁 (会長職務代理者)

欠席者 なし

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長
都市農業支援担当主幹 農地管理係主事

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告14件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告5件)
- 3 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告4件)
- 4 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について (5件)
- 5 議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)
- 6 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について (7件)
- 7 議案第37号 農用地利用集積計画の決定について (15件)
- 8 議案第38号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定について
- 9 議案第39号 「令和4年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」並びに「令和4年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」について

<議長>

ただいまの出席委員は11人で定足数に達しております。
これより、令和3年厚木市農業委員会8月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、11番の三橋澄夫委員、12番の早川暁会長職務代理者をお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。
今回報告する対象は、7月13日から8月10日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を精査いたしましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付いたしましたものでございます。
それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。
法第4条につきましては、合計で5件、6筆、面積は2,139.41平方メートルでございます。
法第5条につきましては、合計で9件、13筆、面積は3,080.06平方メートルでございます。
法第4条及び第5条の総計は、14件、19筆、面積は5,219.47平方メートルでございます。
届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。
以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、7月13日から8月10日までに受け付け

しましたものでございます。それぞれ届出内容を審査いたしましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は5人、農地の所有権を取得された相続人は5人、筆数は延べ37筆、面積は延べ16,118平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は4件です。

初めに1番でございます。

証明願提出者は、戸田にお住まいのAさん、対象地は戸田字下沖1筆、登記地目は畑、面積は269平方メートルです。

当該土地は、昭和57年頃から農業用施設敷地として利用され、現在に至っているものです。

平成24年度固定資産評価証明書で宅地課税されていること、また、平成23年撮影の航空写真で農業用施設敷地として利用されていることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、7月8日、堀池会長立会いのもと現地調査を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないという結論に至り、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、7月26日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続いて2番でございます。

証明願提出者は、及川にお住まいのBさん、対象地は飯山字界原2筆、登記地目は全て畑、合計面積は83平方メートルです。

当該土地は、平成6年に北側隣接地に住む弟から、住宅敷地の一部として使用したい旨の要望を受け貸し出され、以降、弟宅敷地として利用され、現在に至っているものです。

平成23年撮影の航空写真で住宅敷地として利用されていることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、7月20日、山川委員立会いのもと現地調査を行った結果、農地に該当しないという結論に至ったことから7月26日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続いて3番でございます。

証明願提出者は、金田にお住まいのCさん、対象地は金田字新河原1筆、登記地目は畑、面積は

396平方メートルです。

当該土地は、平成17年12月に相続した時点ですでに原野化しており、以降耕作されることなく現在に至っているもので、平成23年撮影の航空写真で原野化していることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、7月26日、梅澤委員及び井上委員立会いのもと現地調査を行い、農地に該当しないという結論に至ったことから、7月29日付けで非農地証明を交付したものでございます。

最後に4番でございます。

証明願提出者は、及川にお住まいのDさん、対象地は及川字番家前1筆、登記地目は畑、面積は13平方メートルです。

当該土地は、平成8年2月、東側に隣接する同882番1について資材置場として利用するため農地転用許可を受ける際、併せて許可を受けるべきであったものの、失念し、資材置場と一体で利用され、現在に至っているもので、平成23年撮影の航空写真で利用状況が確認できております。

これらの経過を踏まえ、7月29日、松野委員及び小澤委員立会いのもと現地調査を行い、農地に該当しないという結論に至ったことから、8月6日付けで非農地証明を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

事務局の報告が終わりました。現地を確認された委員から補足説明がありましたらお願いします。

[補足説明なし]

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

次に、日程4、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は5件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は、戸田字鶴田2筆、地目は田及び畑、合計面積は963平方メートルでございます。渡人は戸田にお住まいのEさんで、受人は戸田にお住まいのFさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人、妻及び母の3人です。

続いて2番から5番でございますが、受人が同一人でございますので、一括して御説明いたしま

す。

受人は旭町1丁目の株式会社G、代表取締役Hさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転で、2番から4番がトウモロコシ、5番がイチゴ苗育成での利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機及び草刈機等。

労働力につきましては、本人含め、代表者及び社員の計8人です。

2番でございます。

対象となる農地は、山際字中神1筆、地目は田、面積は297平方メートルでございます。

渡人は山際にお住まいのIさんです。

続いて3番でございます。

対象となる農地は、山際字中神1筆、地目は田、面積は991平方メートルでございます。

渡人は山際にお住まいのJさんです。

続いて4番でございます。

対象となる農地は、山際字中神1筆、地目は田、面積は694平方メートルでございます。

渡人は、山際にお住まいのKさんです。

最後に5番でございます。

対象となる農地は、三田字仲町1筆、地目は田、面積は1918平方メートルでございます。

渡人は、下川入にお住まいのLさんです。

なお、1番から5番のすべてにおいて、農地法に規定する基準を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程4、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請」について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程4、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程5、議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請について」を御説明申し上げます。

対象となる農地は、船子字長ケ町2筆、地目は全て田、合計面積は461平方メートルです。

申請人は恩名5丁目にお住まいのMさんです。

本申請は、駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ周辺農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地です。

申請人は、船子の株式会社Nから社員の増加により駐車スペースが不足しているため、事業所から近い申請地を貸してほしい旨の要請を受け、今回許可申請されたものです。

申請地の東側、南側及び北側は道路、西側は田に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を南側に幅6.5メートルのアスファルト舗装にて設け、敷地内を転圧・整地、砂利敷の上、車両25台分の駐車スペースとする計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、周囲にコンクリートブロック2段から3段積み及び高さ1メートルのネットフェンスを新設し、東側及び北側に緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の実測面積が500平方メートルを以上ですので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程5、議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程6、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明申し上げます。

お諮りする案件は7件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は、上荻野字浅間原1筆、地目は畑、面積は815平方メートルです。

受人は戸田の株式会社O、代表取締役Pさん、渡人は横浜市青葉区奈良4丁目にお住まいのQさんです。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

受人は、戸田に本店を置く建築工事業を営む法人で、これまでは、建設現場ごとに資材を発注していましたが、資材の購入単価が安定しないため、資材置場が必要となり、交通の便が良く、主な仕事現場から近い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側は宅地、西側は宅地及び駐車場、北側及び南側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、南側及び北側を市道中心から2.5メートルセットバックし、出入口を設け、敷地内を転圧・整地し、砂利敷の上、資材置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置については、東側及び西側に高さ46センチメートルの単管パイプ及び鋼板を新設、南側及び北側に高さ46センチメートルの単管パイプ及びロープを新設、西側に緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートル以上ですので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

続いて2番でございます。

対象となる農地は、関口字古河下2筆、地目は全て畑、合計面積は742平方メートルです。

受人は妻田南2丁目の有限会社R、代表取締役Sさん、渡人は関口にお住まいのTさんです。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、事業用地等に囲まれており、農地の広がり下限面積以下の第3種農地です。

受人は、土木工事業を営む法人で、現在借りている資材置場を返却しなければならなくなったため、本店から近く、交通の便が良い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側及び南側は道路、西側は山林、北側は宅地に接しております。

土地利用計画図によりますと、東側及び南側を市道中心から2.5メートルセットバックし、出入口を東側に幅5メートルのコンクリート舗装で2箇所設け、敷地内を転圧・整地、砂利敷の上、資材

置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置については、東側及び南側に高さ40センチメートル単管パイプ及びロープを新設、西側及び北側にコンクリートブロック 2 段積を新設、緑地帯を南側に設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透枿を設置し、下水道に接続する計画となっております。

農地法第 5 条第 2 項第 4 号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートルを以上ですので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

続いて 3 番でございます。

対象となる農地は、三田南三丁目 3 筆、地目は全て畑、合計面積は64平方メートルです。

受人は三田南 3 丁目にお住まいの U さん、渡人は三田南 3 丁目にお住まいの V さんです。

本申請は、所有権移転による専用通路設置のための転用許可申請です。

農地区分は、事業用地等に囲まれており、農地の広がり下限面積以下の第 3 種農地です。

受人は、自宅への進入路に渡人の住宅敷地を利用していましたが、今後の建替えなどを考え、申請地を専用通路にするため、今回申請されたものです。

申請地の東側は道路、西側及び南側は宅地、北側は畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を東側に設け、敷地内を転圧・整地、砂利敷の上、専用通路として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置については、南側に縁石ブロックを新設、北側にコンクリートブロック 3 段積を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地法第 5 条第 2 項第 4 号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

続いて 4 番でございます。

対象となる農地は、山際字下萩原 1 筆、地目は畑、面積は366平方メートルです。

借人は関口にお住まいの W さん外 1 人、貸人は下川入にお住まいの X さんです。

本申請は、使用貸借権設定による自己住宅建設のための転用許可申請です。

農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がりがある第 1 種農地ですが、農地転用審査基準 2 (2) のイの (ウ) の d の規定により、周辺の地域において居住する者の日常生活に必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当し、例外的に許可ができるものです。

借人は、休日に実家の農業を手伝っているため、実家や畑に近く、管理がしやすい申請地を選定し、今回申請されました。

申請地の東側は畑、西側は道路、北側は自治会館及び畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を西側に設け、敷地内を転圧・整地の上、自己住宅を建設しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置については、東側にコンクリートブロック 2 段積を新設、西側に土砂流出防止溝を設置、北側に鋼板柵を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

敷地内の汚水処理につきましては、浄化槽にて処理し、オーバーフロー分が道路側溝へ接続する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は、開発許可が必要なため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続済となっております。

続いて5番でございます。

対象となる農地は、飯山字辻越2筆、地目は全て田、合計面積は2,495平方メートルの内1,469.38平方メートルです。

借人は飯山の有限会社Y、代表取締役Zさん、貸人は飯山にお住まいのaさんです。

本申請は、使用貸借権設定による駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、小鮎地区市民センターから500メートル以内の第2種農地です。

借人は、養豚業を営む法人で経営安定化及び豚熱対策のため駐車場が必要となったことから、役員である貸人の土地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側、南側及び北側は畜舎、西側は畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を東側にスロープにて設け、敷地内を転圧・整地、碎石敷の上、駐車場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置については、東側及び北側は既存土留を利用、西側は単管支柱及びアゼ板を新設、南側は隣接地と一体利用するため被害防除措置は行わない計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

続いて6番でございます。

対象となる農地は、愛甲東三丁目3筆、地目は全て田、合計面積は780平方メートルです。

受人は愛甲東2丁目の有限会社b、代表取締役cさん、渡人は愛甲東1丁目にお住まいのdさんです。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、高速自動車国道の出入口から300メートル以内の第3種農地です。

受人は、愛甲東2丁目に本店を置き石材加工販売業を営む法人で、現在借りている資材置場を返却しなければならなくなったため、本店から近く、防犯上も都合が良い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側は宅地及び畑、西側は宅地及び駐車場、南側は駐車場、北側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を北側にアスファルト舗装にて設け、敷地内を転圧・整地、砂利敷の上、資材置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置については、周囲にコンクリートブロック擁壁及びフェンスを新設、緑地帯を東側及び西側に設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートル以上ですので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

最後に7番でございます。

対象となる農地は、中荻野字大畑1筆、地目は畑、面積は89平方メートルです。

借人は下荻野にお住まいのeさん、貸人は中荻野にお住まいのfさんです。

本申請は、使用貸借権設定による自己住宅建設のための転用許可申請です。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

借人は、申請地の隣に住んでいる両親が高齢になってきたことから、将来の介護のことを考え、申請地を選定し、今回申請されました。

申請地の東側は宅地、西側及び北側は畑、南側は畦畔に接しております。

土地利用計画図によりますと、本家の敷地を一部通路として利用し、出入口を北側に設け、敷地内を転圧・整地の上、自己住宅を建設しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置については、既存のコンクリート以外は、周辺に地先境界ブロック若しくはコンクリートブロック1段から3段積を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透井戸にて敷地内浸透処理する計画となっております。

敷地内の汚水処理につきましては、浄化槽にて処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は、開発許可が必要なため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続済となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<難波委員>

7番についてですが、周辺の農地と同地番のように見受けられますが、分筆して転用するのでしょうか。

<農地管理係主事>

周辺の農地はeさんの所有する土地ではないため、分筆は伴わない申請になります。

<難波委員>

出入口についてですが、南側市道からではなく北側にある両親の住宅敷地を専用通路として利用するというのでしょうか。

<農地管理係主事>

はい。北側にある両親の住宅敷地を利用し出入口を設ける計画となっております。

<難波委員>

最後に、南側の水路に問題は生じないのでしょうか。

<農地管理係主事>

コンクリートブロックを1段から3段積を新設するため、問題ありません。

<議長>

他に質問はありませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程7、議案第37号「農用地利用集積計画の決定」について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第37号「農用地利用集積計画の決定」について、御説明申し上げます。

集積計画決定申出件数は15件で、合計面積が19,741平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が15件、27筆、19,741平方メートルとなっております。

地目別では田が7件、12筆、9,414平方メートル、畑が7件、9筆、8,270平方メートル、宅地及び畑が1件、6筆、2,057平方メートルとなっております。

利用目的別では水稻が6件、普通畑が9件となっております。

契約期間は、3年間で14件、6年間で1件。

新規設定が8件、更新設定が7件となっております。

15番の借人についてですが、厚木市妻田東3丁目で有機認証取得の有機種子の主に販売を営み、種苗、農業生産資材等の販売、卸業及び輸出入業、農産物、苗の生産を行っている株式会社gという法人が、新たに農業参入するため、解除条件付法人として申出があったものです。

株式会社gについては、本物の有機栽培を広めていくことを目的に、2012年8月に熊本県天草市で起業し、経営も安定したことから販路拡大のため、2017年11月に厚木市妻田東3丁目に関東本社を設立しました。

現在は、株式会社h、i株式会社、j株式会社等との取引をメインに卸業を行っており、有機栽培をするなら、その種も有機種子であってほしいとの思いで有機種子を取り扱っております。

また、コロナ禍が収束すれば、店頭販売も開始する予定であると話を聞いております。

なお、1番から15番について、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第37号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7議案第37号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定されました。

次に、日程8、議案第38号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定」についてを議題といたします

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました、議案第38号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定」について御説明申し上げます。

初めに、「別段の面積」について御説明申し上げます。

耕作目的で農地の所有権移転や賃借権等の設定を行う場合は、農地法第3条の規定に基づく許可が必要となっております。

権利を取得しようとする場合、要件として、下限面積規定があります。北海道を除く都府県では、50アールと規定されており、権利取得後の経営面積が、下限面積に達しない場合は、許可を受けることができません。

しかしながら、農業委員会が50アールの範囲内で「別段の面積」を定めたときは、その「別段の

面積」を「下限面積」とすることができると規定されており、面積の設定又は修正の必要性について毎年、審議をしなければならないこととなっておりますので、本日、御提案申し上げ、御審議いただくものです。

現在、厚木市では設定区域を市全域とし、別段の面積を25アールとすることを公示し、適用しております。

別段の面積を定める基準は、農地法施行規則第17条第1項第1号に規定する設定区域につきまして、「自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること」と規定されております。

市内全域の営農条件はおおむね同一と認められることから、設定区域はこれまで同様、引き続き「市全域」としようとするものです。

次に、別段の面積については、同規則第17条第1項第3号で、「農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において、その者の総数のおおむね100分の40を下らないように算定されるものであること」と規定されております。

本年8月現在の農地基本台帳に基づき集計した結果、経営規模別農家戸数の割合は、合計が42パーセントとなることから、農地を耕作している農家の全体割合で、農地法施行規則で規定されている100分の40を下らない状況になります。

このことから、現在定めている別段の面積25アールにつきましても、このまま変更しないこととしようとするものです。

議案第38号農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定についての説明につきましては、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第38号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定」については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第35号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定」については、原案のとおり承認することに決しました。

最後に、日程9、議案第39号『「令和4年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」並びに

「令和4年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」についてを議題といたします。

初めに、本議案についての所管担当理事であります三橋農政担当理事から説明をお願いします。

<三橋農政担当理事>

ただいま議題となりました議案第40号『「令和4年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見並びに令和4年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」』について御説明いたします。

この意見及び要望につきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する意見、農林業施策及び予算に関する要望について、厚木市長に提出するものでございます。

6月25日に開催いたしました農政対策検討会で決定した意見及び要望の要領に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様から、農業生産力の増大、農業従事者の地位向上のため、最適化の推進に関する意見では「農地等利用最適化推進施策について」など3つの大項目、施策予算要望では「都市農業の振興策について」など2つの大項目について、御意見御要望を御提案いただきました。

先般8月10日に農政対策検討会を開催し、取りまとめを行ったものを本日議案として上程させていただきました。

詳細につきましては、事務局からの説明とさせていただきますが、よろしく御審議の程お願いいたします。

<議長>

三橋農政担当理事、ありがとうございました。

続けて、事務局の説明を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、議案第39号『「令和4年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」並びに「令和4年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」』について御説明いたします。

三橋担当理事から御説明いただきましたが、7月に農業委員、農地最適化推進委員の皆様にご意見及び要望案の提出をお願いしたところ、7人の委員さんから11件の意見・要望案をいただきました。

全体の内容につきましては、事前に資料を送付させていただいておりますので割愛させていただきますが、8月10日に農政対策検討会において内容を御確認いただき、意見については9件、要望については12件を取りまとめいただいたもののうち、御指摘いただいた箇所のみ御説明いたします。

初めに「最適化の推進に関する意見」についてです。

「Ⅱ 遊休農地の解消対策について」、「1 耕作放棄地対策について」の(1)は、継続との御意見をいただきましたので、利用権設定は、農地利用最適化に有効である」旨加筆し、継続とするものです。

続きまして、「Ⅲ 農業の担い手対策について」、「1 後継者、女性農業者の育成対策について」の(4)は、新規意見でございますが、具体性がなかったため、「本市農業を支える経営者、後継者の意欲向上のための支援策」を加筆しております。

続きまして、施策及び予算に関する要望です。

「Ⅰ 都市農業の振興策について」、「1 都市農業の推進について」の(4)は、新規要望でございますが、対象を明確にするため、「共同利用のために個人が設置する調整施設等建築に対する」を加

筆しております。

最後に、「Ⅱ 鳥獣及びヤマビル被害の防止対策について」の「1 鳥獣被害対策について」の(2)は、継続とのご意見をいただきましたので、「対象拡大、増額」と「豚熱等防除のため、畜舎への小動物当の侵入を防ぐための施設設置に対する支援策拡充」を求める旨加筆しております。

なお、ただいま御説明した箇所は、三橋担当理事の御了解を得ておりますことを申し添えます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第39号『「令和4年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」並びに「令和4年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」』については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第39号『「令和4年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」並びに「令和4年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」』については、原案のとおり決定されました。

<議長>

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年厚木市農業委員会8月定例総会を閉会いたします。

令和3年8月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
